

議長

次に、質問順位4番 8番議員 灰岡裕美議員。

議長

灰岡裕美議員。

灰岡議員

灰岡裕美です。

通告に基づき、一般質問を始めます。

今回、私が質問いたしますのは次の2点です。

【地域における野良猫問題に対する取組みについて】

【学校の長期休業期間に和木町放課後児童クラブに通う児童の給食提供ができないか】

これら2件は、何れも町民の方から、相談をいただいた問題について、町の考えを質したいと思い本日取り上げました。

最初に質問に入ります。

【地域における野良猫問題に対する取組みについて】

この問題は、令和5年度の4回に渡る、議会町づくり懇談会で参加された町民の方からの問題提起です。

また、私が所属しております中灰場自治会の役員会においても毎回自治会員の方から苦情が出ている問題です。

更に行政と自治会連合会との行政懇談会でも、課題になっているとお聞きしております。

それでは町内の野良猫対策について、町の取組みを質問してまいります。

最初に、町内の複数の地域で野良猫が増えて困っているとの声が多く聞こえてきます。糞尿による被害、ごみや花壇を荒らされる被害、鳴き声がうるさい、無責任な餌やり、住宅や庭への進入、敷地内で子どもを産む等、対応に苦慮している住民は多数おられます。例えば例を挙げますと、1匹の妊娠猫が1年後には20頭以上増えてまいります。2年後には80頭以上になります。更に3年後には2,000頭以上になってしまいます。これらの状況を踏まえて担当課ではこの問題をどのように把握しておられますか。ご質問させていただきます。

議長

上村住民サービス課長。

上村住民サービス課長 お答えいたします。
近年、野良猫問題は全国的な課題ともなっております。町内でも苦情件数が増え、自治会等から対策の要請を受けているところがございます。
町では、野良猫が増大している要因として、大きく2点あると分析しております。
まず、1点目ですが、動物愛護法の改正によりまして、駆除目的の猫の捕獲ができなくなったということ。それから、2点目として、無責任な餌やり行為により野良猫が定着し繁殖活動が盛んになっていること。でございます。

灰岡議員 はい。

議長 灰岡議員。

灰岡議員 はい。それではまた質問を続けさせていただきます。
まず最初に説明しますと、地域猫とは、地域住民の認知と合意の下で、地域の理解と協力を得て管理されている特定の飼い主のいない猫の事をいいます。
地域猫活動とは、地域住民が主体となって地域猫を管理し、猫によるトラブルを減らすとともに、不幸な野良猫の頭数を減らし、住みよい地域にしていく活動です。
大変画期的な活動と考えますが、本町でもこの、猫、特定の飼い主のいない猫に対する苦情を多く町民の方からお聞きしていると今課長からお伺いしました。
では本町ではこの活動を推進する意志はないのでしょうか。また推進するためには、これを施策としてとる為には、解決していかなければならない問題がたくさんあると考えております。
町としては、地域猫活動を実施する為に、解決していかなければならない問題はどのような事柄があると認識、把握しておられるのでしょうか。質問いたします。

議 長 上村課長。

上村住民 はい、お答えいたします。

サービス まずは一般論でお話をさせていただきたいと思います。

課 長 野良猫問題というのは、猫が好きな人、それから猫が嫌いな人、猫を外飼いしている人、というふうにですね、住民の間でも、立場により考え方や主張というのがかなり違っておりました、それがより問題を複雑化させております。

よって、地域猫活動に取り組む場合にはですね、まずは、地域に周知し、住民間の合意を得ることが必要となります。その後、猫の実態把握、それから活動のルールづくり、それから餌場やトイレの設置、不妊去勢手術の実施といった流れで地域猫活動においては進んでいく流れとなっております。

またこれを町の方で実施するかっていうことに関してはですね、まちづくり町民会議というのがございますので、その中で通じてですね、考えていこうと今思っております。

議 長 灰岡議員。

灰岡議員 はい。今、課長からいただいた答弁は、動物愛護センターの SNS での問題提起に対しても載ってる問題なんですが、先程一般論でお答えしますとおっしゃったんですが、まちづくり町民会議の方でも検討していきますとおっしゃいましたが、これに取り組むという第一歩をまだ踏み出しておられない状態なんでしょうか。現在の状態をお伺いいたします。

議 長 上村課長。

上村住民 お答えいたします。

サービス 現在ですね、町民会議、和木町快適環境まちづくり町民会議
課 長 の方に第1回、今年度の第1回の会議を開催いたしまして、その中で問題提起をしましてですね、それで今年から数年掛けて

ですね、検討していこうという流れになっております。

議長 灰岡議員。

灰岡議員 それでは、先程のまちづくり町民会議、いろいろな活動をしていただいているんですが、そちらの方で数年かけて検討していこうという方向性が決まっておられるということをご認識でよろしいんですかね。はい。それではその検討していくにあたりまして、ある程度何年後には施策として実現させようという青写真のようなことは考えておられるんですか。詳しく説明いただけたらと思います。

議長 上村課長。

上村住民サービス課長 はい。今、何年後ということはまだ決まっておりませんが、まずはですね、その住民に対する啓発活動、野良猫、それから飼い猫に対する正しい飼い方とかですね、野良猫に対して餌をやってはいけないとかそういった事をですね、啓発する活動をまずは第一にやっていこうということを考えております。その後それ以上踏み込むことについて、また今から議論を深めていくつもりでございます。

議長 灰岡議員。

灰岡議員 はい。近隣の自治体では、周防大島町が令和3年9月1日に交付した、周防大島町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付制度を実際にもう施行しております。

さらに岩国市でも、令和2年度から、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金制度を実施し、更には今年4月から助成額を倍増し、将来的な野良猫の減少につながるとして猫を元の場所に戻す場合も対象としました。

まずは、本町でも先程これから検討が始まるとお伺いしましたが、野良猫問題の解決、生活環境改善のための施策として、

地域猫活動をこれからは啓発とおっしゃいましたが、実際に今困っておられる方が何人もおられるので、早めに地域住民の方の声もお聞きして進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 上村課長。

上村住民サービス課長 はい、お答えいたします。

今、議員おっしゃいました不妊去勢助成手術への助成についても対策の1つとは考えております。ただ和木町の現状で今すぐ不妊去勢手術の助成制度を作りましても、うまく運用されないのではと思っております。

外飼いの飼い猫を手術のために捕獲してトラブルになる可能性や、それから野良猫にだけ手術費用を助成することへの反発も予想されます。

加えて、実施主体となるであろう自治会や団体が、和木町の今の現状で地域猫活動のようなことに対応できるのかというところもございます。

まあこういったこともございますので、まずは、野良猫への餌やり防止や、飼い猫の屋内飼育、それから飼い猫の首輪の推奨、さらに飼い猫の不妊去勢手術といった猫飼養のマナーに関する正しい認識の啓発活動と、それから野良猫を減らす機運の醸成、町民全体への機運の醸成から始めるべきではと思っております。

まあいずれにしましても、一朝一夕に解決する問題ではなく、行政と地域住民の長期的な連携が必要と考えておりますので、町民会議の中でより議論を深めていきたいと考えております。

議長 灰岡議員。

灰岡議員 はい。今のお話の中で、まあ納得する部分もたくさんあります。和木町独自の地域の在り方、狭い町内の中で自治会が隣り

合わせているということで、なかなか解決しなければならない問題はたくさんあると思うんですが、地域住民の機運の醸成っていうのはもうだいぶ高まっていると思います。町の方でもそういう声がたくさん聞こえているということでしたので、そうですね、和木町の行政と地域住民との話し合いも大切なんですが、もう先進事例がたくさん全国にありますので、和木町と同様の規模の町政をしている自治体と、そういうところもこういう施策をとっている自治体がありましたら、そういうところの例もですね、ちゃんと取り上げて研修していただいて、一番いい方法を推進していただきたいと願っております。

今回地域猫活動を考える上で、和木町環境美化条例を読み直しました。

和木町環境美化条例は、平成13年4月に定められ、平成19年4月に附則がされております。

第1条には粗大ごみ等の投棄及び空缶等のポイ捨て並びに犬のふんの放置等の防止について述べてあります。

また第4条の3には飼い犬の歩行又は活動について書いてあります。

- ・犬を綱または鎖でつなぎ制御できるようにすること
- ・犬のふんを処理するための用具を携行すること
- ・犬が公共の場所に排泄した時は直ちに清掃すること

先程も申しましたが、この条例が定められたのは、平成13年、2001年です。

附則事項が追記されたのは、平成19年、2007年です。

当時と違ってこの間、犬の飼い方はずいぶん変わってきていると思いますし、さらにこの条例では、猫の事には全く触れている一文がありません。町は、条例が出来てから20年余り経過した和木町環境美化条例を見直すべきではないでしょうか。考えをお聞きします。

議長 上村課長。

上村住民 まずはですね、条例施行後かなり年数が経っておりますの

サービス課長 　　で、再度広報等で周知いたしまして、不法投棄や犬のふんの放置問題等の抑止力となるようにですね、活用していきたいと思っています。その上で、猫に関する条項等についてですね、は町民会議の中でですね、そういった条項も必要であるということになればですね、併せて検討していく事になるかと思っております。

議長 　　灰岡議員。

灰岡議員 　　先程、和木町環境美化条例が抑止力になればという事をお答えいただいたんですが、私の周りの方々に「和木町環境美化条例があるんだけど知ってますか」とか環境美化条例の事をお話しした時に、殆どの方が、「そんなんあるの」「知らなかった」、議員の中でも「そんなんあるんだ」というふうな状況でした。

　　せっかくこのように素晴らしい環境美化条例を2001年に作ったのですから、もっともっと町はこれを町民に知らせて周知して、それぞれの町民の方々、私たちみんなが町を綺麗にしていこうという機運が、もっともっと抑止ではなくて盛り上がるようにお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

議長 　　上村課長。

上村住民サービス課長 　　はい。広報、それからホームページ等を通じてですね、条例違反になるんだよというそういった啓発活動をですね、しっかりしていきたいと思っております。

灰岡議員 　　環境美化条例というのは、特に罰則が無いのでなかなかこういう条例ってのも難しいものと思うんですが、一人一人の中に和木町にはこういう条例があるという事を知ることによって、今の状況が少しでも良くなるように望んでおりますので、ぜひ検討を、また見直しをお願い致します。

　　現在、私たちを取り巻く環境は目まぐるしく変化をしております。

しかし、町民憲章にもあります。

「私たちは、自然を大切にきれいなまちをつくります」
謳ってあります。

是非、今必要とされている地域猫の課題について、行政と住民の知恵を結集し施策にする必要があります。

また、和木町環境美化条例を見直し、町民全体に周知するよう望んでおります。

次の質問に移ります。

【学校の長期休業期間に和木町放課後児童クラブに通う児童に給食の提供ができないか】

これは、実際に子どもを放課後児童クラブに通わせておられるお母さん方から、何人ものお母さん方から頂いた問題です。

仕事を持つ保護者、特に母親が増えている現在、切実な声だと思えます。

特に夏休み期間中の暑い中、毎日子供に弁当を作り放課後児童クラブに持たせるのは、衛生面でも心配になる面があります。

質問に入ります。現在、子ども園の2号認定の子どもには、夏休み期間にも給食の提供があります。給食センターで給食を作っているならば、放課後児童クラブの児童にも提供はできないでしょうか。

お母さん方の切実な思いでいただいた質問をそのままお伝えさせていただきます。町の考えをお聞きします。

議 長 松井教育委員会事務局長。

松 井 お答えいたします。

教育委員会 まず、放課後児童クラブ、こちらの方の現状を申し上げます。

事務局長 放課後児童クラブに在籍する児童は、夏休みの利用時で昼食を必要とする場合、各家庭から弁当やパン、それらを持参することとしております。ただし、平成30年度から、保護者の弁当準備のそういったことの負担軽減策といたしまして、弁当の斡旋を行っております。なお、この斡旋弁当は、事前の申込み

とし、料金は申込者のご負担というふうにしております。

さて、この度のご質問では、給食センターで調理したものを放課後児童クラブの児童に提供できないかということでございますが、教育委員会といたしましては、次の3点の理由により、困難であるというふうに考えております。

まず、1点目でございますが、衛生面のリスクでございます。

給食センターで調理したものを運搬するコンテナ、これは、急激な温度変化を抑制するため、それからホコリや虫等の混入をさけるための運搬具でございます。これを受け入れることができる十分な広さの搬入・搬出口及び保管するスペースが施設になく、コンテナでの運搬・保管が困難であること、2点目は、施設での対応面でございます。現在の放課後児童クラブの指導員数では、配膳等の指導が困難であること、また、児童が使用する机のサイズや配膳するスペースが確保できないこと、3点目は、食材調達の方でございます。必要とする数量の見込み数が少ないこと、それから日々、必要量が変ることから需要が不安定であり、食材の発注が困難であることに加え、食品ロスにつながる恐れがあることなどが理由でございます。

これらのことから、教育委員会といたしましては、給食センターからの運搬ではなく、今後も、弁当の斡旋を継続していきたいというふうに考えております。

灰岡議員 はい議長。

議長 灰岡議員。

灰岡議員 はい。今、教育委員会事務局長からお伺いしたように、給食を放課後児童クラブの児童に提供するのは難しい面、衛生面のリスク、施設の配膳等のスペース、食材調達など様々な問題点があるのは承知しました。

ただ、夏休み期間中は本当に昨今気温が高くなる為、家庭で弁当を持たせるより衛生的な面を考えると、給食の方が良いという保護者の意見が多いのも耳に入れていただきたいと思っ

ております。

先程、局長がおっしゃいましたように、現在、放課後児童クラブでは自宅から弁当を持って来れない場合は、業者の弁当を注文を受け付けていると聞きました。数量も日々変動するでしょうし、急なキャンセル等もありまして対応も大変と思うんですが、その場合、注文した弁当は衛生面でどのような対応をしているのか。保管等ですね、又、弁当の注文状況や子どもたちの反響はどのようなのでしょうか。教育委員会は把握しておられますか。質問いたします。

議長 松井局長。

松井教育委員会事務局長 はい。まず衛生面でございますが、弁当業者さんが運搬されてこられたお弁当、通常保温ケースに入っております。そちらの方を職員が受け取りましてすぐに職員控室、これは空調の効いた部屋となっておりますが、そちらの方で保管しております。この部屋は、職員以外の出入りはございませんので、衛生的、そして安全であるというふうに考えております。

それから注文状況や子どもたちの反響はというご質問でございますが、昨年度の例で申し上げますと、弁当の注文可能日数16日間としております。延べ14名、118食の注文がございました。子どもたちの反響につきましては、やはり体の大きな子どもはちょっと多少足りないかなという声もあったようでございます。また献立によっては、好き嫌いがあるようですが、概ね子どもたちが受け入れやすい弁当の内容ではないかというふうに、指導員の方は現場で直接見られてそういう感想を持っておられるようでございます。

灰岡議員 はい、議長。

議長 灰岡議員。

灰岡議員 はい。注文した弁当の保管等取り扱いについてはお伺いしま

した。

今回、保護者の皆さんから聞いた話によりますと、まあ指導員のみなさまの、指導員の方のお話とはちょっと違うのは、まあ当然のことといえば当然のことだと思うんですけども、お母さん方から、何人ものお母さん方から聞いたのは、内容がどうしても大人向け、先程の量というよりも内容ですね、大人向けであることから子どもが残すので、大変体力面でも健康面でも心配なんですよってという声も私のところに届いております。

ただ価格面での折り合いもあるでしょうが、子どもたちが残すことの少ないような弁当の内容を弁当会社の比較等をして考慮できないでしょうか。

まあ中にはお母さん方の声があまりにも自分中心と言う声もあるかもしれませんが、働くお母さん方が増えた中、働いておりますが夏休み期間の子ども達の健康や状態にも大変心配もありまして、こういう声が聞こえてきているのだと思います。

先ほども言いましたように、子ども向けの弁当っていうのは、なかなか弁当会社でも提供していないと思うんですが、そういうふうな提供等はしていただくように考慮等はできないのでしょうか、お伺いいたします。

議長 松井局長。

松井教育委員会事務局長 これまで、平成30年から弁当の斡旋を始めておりますが、そういったお声も聞いたりしながらですね、例えば弁当業者さんをちょっとかえてみたり、で価格についてもなるべく保護者のご負担にならないようなですね工夫をしながら、まあ一番の目的はやはり子どもがきちんと昼食を食べる、しっかり食べれる、そこであらうかと思っておりますので、また私共も引き続き子どもが食べ易い、そして価格も見合ったものを、そしてもう1つあるんですが、数量の変動もありますので、例え1個でも2個でも配達してくれる業者さん、そういった条件もございますので、私共も苦勞しながらそういった業者さんと調整をしながら

弁当の斡旋を行っております。以上でございます。

灰岡議員

まあ本日の一般質問では、私は保護者の方から聞いた意見、意見の立場からお聞きしているんですが、まあ教育委員会の担当の方のご苦勞もある程度認知しているつもりではあります。ただやはり保護者と学校、教育委員会側のやっぱり齟齬の思いが、少しでもこう共通な思いが出来ますように、ご苦勞をお掛けしますが是非是非考慮して100%満足のいく事は保護者の方でもありえないと思いますけども、まあこれなら納得っていう形でやはり折り合いを付けるように望んでおります。

先程から重ねて申しておりますが、現在、私たちを取り巻く環境は目まぐるしく変化しております。先程も同僚議員の人口動態の説明にもありましたが、私が子育てをしていた時代と比べますと、児童数が大きく減り、仕事を持つ母親が増えている今、当然考え方も変えていくべきだと思っております。

和木町で子育てをし、和木町を故郷にする子どもたちの為に、保護者にとっての柔軟な施策を考えるのは私たち議員の職務と考えております。

以上で、一般質問を終わります。

議長

再質問がないようですので、以上で灰岡裕美議員の一般質問を終わります。

議長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。

議長

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会 11時 08分